

## 審 査 基 準

令和4年2月1日作成

法 令 名：古物営業法施行規則
根 拠 条 項：第23条
処 分 の 概 要：盗品売買等防止団体の承認
原権者（委任先）：岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法施行規則第22条（盗品売買等防止団体に係る承認の申請）
審 査 基 準： 盗品売買等防止団体の承認の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：2月
申 請 先：当該申請に係る団体の所在地を管轄する警察署の生活安全課
問 合 せ 先：岐阜県警察本部生活安全部生活安全総務課営業係（電話058-271-2424） 当該申請に係る団体の所在地を管轄する警察署の生活安全課
備 考：